

認可外保育施設等の無償化に伴う手続きについて

子育てを行う家庭の経済的負担を軽減するために、令和元年10月1日から幼児教育・保育の無償化が開始されました。

この案内をよくお読みいただき、給付を受けるために必要な手続きをお願いします。

幼児教育・保育の無償化（施設等利用給付）について

幼児教育・保育の無償化の対象となるためには、「施設等利用給付認定」を受ける必要があります。

この認定を受けると、保育料が次のとおり無償化されます。

(1) 利用料について

保育の必要性が認められる世帯について、以下のとおり無償化となります。

- ・ 3歳児～5歳児クラスの子どもの利用料…月額37,000円を上限に無償化
- ・ 0歳児～2歳児クラスの住民税非課税世帯の子どもの利用料…月額42,000円を上限に無償化

※ 認可保育所や認定こども園等を利用できていない方が対象となります。

※ 無償化の対象は利用料のみです。給食費や行事費などは無償化の対象となりません。

※ 利用料は市から保護者の方への償還払いとなります。利用料を施設に支払った後、ご自身で市に必要な書類を提出して請求します。

(2) 対象施設について

- ・ 認可外保育施設
- ・ 一時預かり事業
- ・ 病児保育事業
- ・ ファミリー・サポート・センター事業

※ 認可外保育施設は、ベビーシッターや認可外の事業所内保育等も対象となります。

※ 認可外施設については、無償化の対象施設として市の確認を受けている施設に限ります。対象施設は市ホームページに掲載しています。

(3) 施設等利用給付認定の手続きについて

認定事由に該当する方は、次の認定を受ける必要があります。

- ◆ 3歳児～5歳児クラス ⇒ 施設等利用給付認定2号
- ◆ 0歳児～2歳児クラス ⇒ 施設等利用給付認定3号

入園決定次第、速やかに子ども保育課へ申請書類を提出

※子ども保育課の窓口で必要な書類を入手し、郵送または窓口へ持参してください。

(市ホームページからダウンロードも可)

※申請が遅れると給付できない期間が発生する場合があります。

※認定内容に変更が生じたときは、変更の申請が必要です。

※施設等利用給付認定2号(3号)を受けた場合でも、保育の必要性が認められないことがわかった場合は、遡って認定が取消となる場合があります。

(4) 保育の必要性について

保育の必要性が認められるのは、父母ともに以下のいずれかの事由に該当する場合で、必要な期間に限ります。この条件は、認可保育園等を利用するときと同じです。

【認定事由の一覧】

事由	状況	期間	必要書類
就労	1月において64時間以上(月16日以上かつ1日4時間以上)の労働をすることを常態とすること。 ※月間の勤務時間が64時間を超える場合であっても、週4日に満たない勤務や1日4時間未満の勤務などは認められません。	変更がない限り小学校就学前まで	就労証明書(証明日から3カ月以内のもの) ※父母ともに就労している場合は父母双方の証明書 ※自営業の方は自身で記入し、事業実態のわかる書類を添付
出産	母親の出産予定月の2か月前から、出産月の2か月後まで	同左	母子手帳のコピー(保護者情報及び分娩予定日が記載されたページ)
疾病・障害	疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。 ※疾病や障害を理由に、ご自宅で保育できない場合に限りです。	療養を必要としなくなるまで	診断書(証明日から3カ月以内のもの) または障害者手帳のコピー ※父母本人につき1部必要
親族の介護	親族(長期間入院等をしている親族を含む)を常時介護又は看護していること。 ※介護に要する時間が就労と同程度の場合に限りです。	介護を必要としなくなるまで	診断書(証明日から3カ月以内のもの) または障害者手帳もしくは介護保険証のコピー ※介護対象者につき1部必要
災害復旧	保護者が震災、風水害、災害の復旧に当たっているため児童の保育ができないこと。	必要な期間	罹災証明等
求職中	求職活動(起業の準備を含む)を継続的に行っていること。 ※求職活動の期間延長はできません。	2か月以内	求職活動申告書
就学	学校教育法に規定する学校や職業訓練校に在学していること。 ※就労に要する時間が就労と同程度の場合に限りです。	在学期間中	在学証明書及び授業日程の分かるカリキュラム、時間割表
育児休業中の継続入園	育児休業取得時に、既に認可外保育施設等を利用している児童がいて継続利用が必要と認められる場合	必要な期間	子ども保育課にご相談ください
その他	上記と同様の常態と認められる場合	必要な期間	子ども保育課にご相談ください

【Q&A】

Q1 母親または父親のどちらかが就労していれば保育の必要性は認められますか？

A1 児童の父母ともに認定事由が必要です。そのため、認定申請の際は父母それぞれの認定事由を証明する書類を添付してください(ひとり親の方は親権者等の確認のため戸籍謄本(写し可)が必要となります)。なお、父母いずれかの終期が短い方の認定事由で認定します。

Q2 一度認定を受ければそのまま継続するのですか？

A2 保育の必要性を確認するため、毎年就労証明書等の提出を依頼します。
なお、保育の必要性が認められない事実が発覚した場合は、遡って取消しとなる場合があります。

Q3 認定の有効期間が満了する場合の更新はどうするのですか？

A3 有効期間が満了する前に申請が必要です。申請がない場合は自動的に期間満了となります。
再度申請をした場合でも、認定が切れていた間の給付は受けられません。

【問い合わせ先】 八千代市役所子ども保育課
〒276-8501 八千代市大和田新田 312-5 TEL: 047-421-6752(直通)